

廃 第 2099 号

平成31年3月18日

(処理後物を再生土として販売する中間処理業者) あて

千葉県環境生活部長

再生土の適正利用について (通知)

皆様方におかれましては、産業廃棄物の適正処理について、かねてから御尽力頂いており御礼申し上げます。

さて、産業廃棄物の再生利用に関して、建設汚泥等の処理後物である再生土による埋立てが県内各地で増加していますが、それに伴って、再生土中の有害物質の基準値超過、埋立地の法面崩落など問題となる事案が多く発生しています。

特に、昨年12月には、汚泥等を中間処理していた許可業者について、廃棄物処理法違反(委託基準違反)で許可取消処分を行ったところであり、こうした事を繰り返さないためには、皆様方に法令等を正しく理解し、適正に運用して頂く必要があります。

については、これまでの行政指導や行政処分の状況を踏まえ、産業廃棄物の適正な再生利用のために留意して頂きたい事項等を別紙によりまとめましたので、別紙の記載事項に十分留意するようお願いします。

なお、県では、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例(平成30年千葉県条例第45号。以下、「再生土条例」という。)を制定し、本年4月からの施行に向け準備を進めているところであり、今後、産業廃棄物の適正な処理と再生利用については廃棄物処理法を、再生利用の現場である埋立て等については再生土条例を、それぞれ厳格に適用し、適正な再生利用の確保と不適正事案の根絶を図ることを申し添えます。

担当 廃棄物指導課 監視指導室

電話 043(223)2695

(処理業許可関係 産業廃棄物指導室 中間処理担当)

(再生土条例関係 指導企画班 再生土担当)

【別紙】

産業廃棄物を再生土として適正に再生利用するにあたっての留意事項について

1 再生土埋立ての現状

(1) 不適正な埋立て事例等

県内の再生土埋立現場では、使用された再生土に基準を超過する有害物質が含まれていることが判明した事例、立木等の枯死など周辺地域の植生・作物への被害が発生した事例、隣接する他人の土地へ越境して埋立てた事例、崩落事故が発生した事例など様々な問題が発生している。こうした事態については、県には、地域住民から汚染や崩落への懸念、騒音・粉塵の苦情、違法業者ではないかなどとの不安の声が多数寄せられている。

(2) 平成30年12月に行政処分した産業廃棄物中間処理業者による違反事例

県内のある中間処理業者は、中間処理した汚泥の処理後物（再生土）を埋立資材として販売したとしていたが、県の調査の結果、販売代金を上回る運搬料を負担するいわゆる逆有償の取引であることが判明するなど、当該再生土は依然として廃棄物に該当すると判断された。

したがって、当該業者の行為は再生土を販売したことを装って産業廃棄物を許可のない者に委託した廃棄物処理法第12条第5項違反（委託基準違反）に該当すると認められたことから（なお、埋立行為は不法投棄に該当する。）、県は、昨年12月に当該業者に対して産業廃棄物処理業の許可取消しの行政処分を行ったところである。

(3) 中間処理業者に起因する不適正処理の実例と問題点

立入指導等で把握した、中間処理業者の不適正処理の実例としては、

- ・ 中間処理業者が、産業廃棄物の受入れにあたり、適正に処理できない性状のものを受入れてしまう。
- ・ 中間処理業者が、適正な中間処分を行っていない。
- ・ 中間処理業者が、本来有価物としての価値のない処理後物を、販売したように偽装して埋立処分している。
- ・ 中間処理業者が、別会社に再生土を販売し、これを相手方に引き渡せば「廃棄

物を卒業」したものと誤認識している。

などがある。

このうち特に、販売を偽装した埋立ては不法投棄にあたるものであるが、処分費をもらう前提で捨て場を確保して埋立事業に偽装して不法投棄を行う悪質な埋立業者が数多く見受けられる。これらの埋立業者を偽装販売先(実際には廃棄物の最終処分先)としている中間処理業者は、廃棄物処理法の委託基準に違反することはもとより、「不法投棄の共犯」にあたるというべきである。

このような埋立業者は、建設業の許可を持たず、埋立て等の土木工事に求められる知識・技能を持たない者も多い。もともと不法投棄が目的であるから、埋立事業には合理的な目的がなく、工事計画や設計・仕様の策定、施工等は杜撰であるため、法令違反、権利侵害、地域環境への悪影響等を発生させている。これら業者に処理後物の処分を委ねた中間処理業者の責任は非常に重いものである。

産業廃棄物である汚泥等を処理し、再生土として販売しようとする中間処理業者が、法に則り、適正な廃棄物の再生をするためには、その再生土がどのように利用されるのか詳細に把握し、その利用の適正さを常に確認していなければならないことはいうまでもない。

2 再生土の再生利用にかかる基本的な考え方

汚泥等の処理後物である再生土が、「有価物(有用な資材)」であるか依然として「廃棄物」であるかの廃棄物該当性の判断は、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断するものとされている。

環境省通知では、「行政処分の指針について」(*1)で、全般的な廃棄物該当性の判断について、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」(*2)で、特に建設汚泥処理物(再生土)について、廃棄物該当性の考え方を示している。県では、これらに準じて廃棄物該当性の判断を行うものとしている。

(1) 再生土の廃棄物該当性

上記環境省通知(*2)では「建設汚泥処理物については、建設資材として用いられる場合であっても、(中略)競合する材料である土砂に対して現状では市場における競争力がないこと等から、あらかじめその具体的な用途が定まっております再生利用先が確保

されていなければ、(中略) その客観的な性状だけからただちに有価物として判断することはできない。」としている。

再生土の利用については、上記「1 再生土埋立ての現状」に記載のような状況であり、現在も市場性があるとは認めがたく、有価物と判断するには「取引価値の有無」の観点から特段の合理性があることが求められる。

(2) 各判断要素の基準について

再生土が有価物であると認められるか否か、各判断要素の基準については以下のとおりである。

ア 物の性状

再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ生活環境保全上の支障を生ずるおそれのないものであること。具体的には環境基本法に基づく土壤環境基準(溶出基準)及び有害物質の含有量基準、国土交通省通知「建設汚泥処理土利用技術基準」(*3)に示される用途別の品質及び工事仕様書等で規定された要求品質を同等以上有していること。この基準を満たさない場合には、通常このことのみをもって廃棄物に該当するものと判断する。

なお、工事の計画や仕様が明確でなく、要求品質そのものが明らかになっていない場合には、当然、再生土が品質を満たしていないものと判断される。

イ 排出の状況

再生土の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであること。搬出前や搬出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

具体的な需要がないにも関わらず、製造した再生土を販売仲介会社に売却し、その会社のストックヤード等に長期に渡って多量に滞留してしまう事例などは、廃棄物の不適正処理に該当するものである。

ウ 通常の実態

「有用な資材」として取引され有効使用される実績があり市場が形成されていること。

ただし、現状における再生土の通常の実態は、社会的にみて適正な再生利用が確実に実施され再生土の適正な市場が確立されているとは到底言い難い状況であり、特別な処理や加工を行った場合を除き、一般的に競合材料である土砂に対して市場にお

ける競争力があるとは認められない。

エ 取引価値の有無

有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。ただし、有償譲渡の契約や、受取側が代金を支払って再生土を受け取った事実行為の存在をもってただちに有価物であると判断するのではなく、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること。

建設資材として利用する工事計画について、工事の発注者又は施工者から示される設計図書・確認書等で確認でき、また、施工指針・共通仕様書等から当該建設汚泥処理物の品質・数量等が当該工事の仕様に適合し、かつ、構造的に安定した工事であること。

※有償譲渡と運送費等の関係

中間処理業者から埋立事業者へ再生土を販売したとしても、中間処理業者が運送費を負担し、その運送費が売却代金を上回る（逆有償）場合、中間処理業者は再生土を手放すにあたり金銭負担をしており、有価物の取引としての経済合理性がないと判断され得る。

※「規制改革通知」の解釈

いわゆる「規制改革通知」（平成 17 年 3 月 25 日付け環廃産発第 050325002 号）に「再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者になった時点以降については廃棄物に該当しない」と記載されている部分のみを取り上げて「運搬費が売却代金を上回る場合（逆有償）であっても、販売相手方の手に渡ったら廃棄物に該当しない」旨主張する例が散見されるが、当該通知の後段には「判断にあたっては特に次の点に留意」として「(二) (略) 当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること」と記載されており、埋立への利用は製品の原材料としての利用ではないから、再生土の埋立ではこの通知の記載には該当しないこと。なお、当該通知の解釈にあたっては「規制改革通知に関する Q & A 集」(*4)が公開されているので参考にされたい。

オ 占有者の意思

占有者の主張はどうあれ、有価物と認められるためには、客観的要素からみて社会

通念上合理的に認定しうる占有者の意思として、廃棄物ではなく有価物として取扱う意思が認められるものであることを要する。

(3) 再生利用の確認の必要性

廃棄物を処理し再生利用するにあたっては、既に再生利用の実績が十分にあり再生品の市場価値が確立している物（例えばJ I S規格適合の再生砕石など）とそうではない物（例えば再生土など）では、廃棄物該当性の判断は異なってくる。

前出の環境省通知(*2)では「当初の計画時は有価物に該当するとされたものであったとしても、実際の工事において必要以上の建設汚泥処理物を投入したり、計画に反する品質の建設汚泥処理物や施工方法が用いられたり、工事終了後、計画と異なる用途に用いられたりするような場合には、これらのことにつき合理的な理由が認められない限り、実際には当初から主に不要物の脱法的な埋立処分を目的にしたものであったと考えられ、当該建設汚泥処理物は当初から廃棄物であったものと判断される。」とされている。そのため、再生土においても「販売会社に販売したことで廃棄物を卒業した。」という主張は成り立たず、廃棄物ではなくなり完全に有価物になったと言うには、適正な再生利用が完了したことを確認できなければならない。

3 再生土の再生利用における留意事項

以上を踏まえると、中間処理業者は、再生土の再生利用を適正に行うために、当該埋立て事業の工事計画や実際の施工について確認する必要がある、その際に留意すべき事項として、具体的に次のようなものが考えられること。

(1) 再生土の性状

- ・各種環境基準に適合する、工事に求められる強度を有する等、埋立資材として使用されることにより周辺的生活環境保全上の支障及びそのおそれを生じさせるものでないこと。環境への危害性がある場合には、即廃棄物と判断される。
- ・一般的資材としての性状として、前出の国土交通省通知(*3)に示される要求品質と同等以上のものであること。
- ・当該工事の設計・施工計画・仕様等から求められる品質を満たすものであること。
- ・「有用な資材」としての品質管理が十分になされているものであること。

一例として、千葉県では千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発

生の防止に関する条例（いわゆる残土条例）において建設残土の埋立ての際に土量 5000m³ ごとに分析を求めているが、製品である再生土の分析頻度は、残土の分析頻度より当然に高いと考えられる。

(2) 再生土を利用する工事が適正なものであること

建設工事として、合理的な土地利用計画に基づき設定された工事であり、必要な能力のある者によって立てられた適正な工事計画に基づき、その工事を適切に施工する技術・能力を持った者により適切に施工され、完成後は利用計画どおりに土地利用が行われるものであること。

全ての段階において、各種法令を遵守したものであり、生活環境保全上の支障や災害発生のおそれのない安全なものであり、地域住民が安心して暮らせる生活環境を損ねるものでないこと。具体的には以下のことが考えられること。

ア 事業計画

①再生土の利用状況からみて、汚泥等の処分が目的とは認められないこと。

②計画全体としての経済合理性があること。

埋立工事費（材料費を含む）を負担しても事業全体として利益が見込まれるものであること。

③事業者が明確であること。

通常、埋立てや土地造成を計画する事業を、実績の全くない一個人が運営することは考えにくい。

違法行為の責任の所在を隠匿するための悪質な名義貸しが疑われ、全く事業を把握していない個人を名義のみの事業者とする事例が見受けられる。

④都市計画法、森林法、農地法その他関係法令を遵守すること。

イ 工事設計

①適切な技能を有する者（例：測量士、地質調査技士、土地家屋調査士等）によって適切な事前調査（測量、地盤調査・強度測定、境界確定・杭打ち表示等）がなされること。

②適切な技能を有する者（例：技術士、建築士等）によって適切な工事計画（施工計画、仕様書、作業計画等）が立案されること。その内容は、土木工学的見地から防災等について構造基準（安定計算・法面角度の設定・排水施設等）が適切に検討された計画であること。

③工事計画に基づき求められる資材の性能と調達価格とを考慮して再生土の使用が合理的であること。

④再生土の適正な再生利用の完了を確認するために、原則として複数の中間処理業者からの再生土を混合しての埋立ては行わないこと。

やむを得ず再生土を混合して埋立てを実施する場合には、再生土の出荷元の中間処理業者が連帯して品質を保証する旨の書類を作成しておくなど、責任の所在を明確にしておくこと。

⑤法令等で定められた手続きを適切に行い、工事着手前に手続きを完了させていること。

赤道・青道、流末処理、道路使用関係など

⑥地域への説明等

ウ 施工管理

①適切な技術・能力のある者（例：監理技術者、建設機械施工技士、土木施工管理技士等）によって施工管理されること。埋立てのうち規模・高低差・形状等による施工困難度が一定以上のものは、建設業許可を有する等適切な技能を持つ者でなければ適切な施工はできないと考えられるものであること。

②労働安全関係法令、道路交通法、車両運送法、ダンプ規制法等の関係する法令等を遵守した施工が行われること。

特に、再生土を運搬するダンプ車両については、違法に荷台を深枠に改造したいわゆる深ダンプへの最大積載量を超過した積み込み（過積載）や、土砂等運搬禁止車両、ダンプ規制法の登録番号の適切な表示（通称ゼッケン）（*5）がない車両、ナンバー表示を隠したり見えにくい状態にした車両を使用しての運搬などは、地域社会の安全を著しく損なう違法行為であり、決して許されるものではない。そのようなダンプ車両に再生土の運搬をさせることは、違法ダンプに手を貸すことと同義である。

③粉塵発生防止、騒音・振動の低減、交通整理等、地域の生活環境に配慮したものであること。

④当初の計画に即して施工されること。現状に合わせる変更を後で届け出る等主張して、当初計画にない埋立範囲の拡大や隣地への越境等を行うケースが見られるが、決して認められるものではないこと。

エ 実際の土地利用

施工完了後、完了手続きが行われ、土地利用計画通りの利用がなされること。

4 その他

汚泥等処理した再生土を直接埋立て資材として利用するケースを基本に説明しているが、他の再生資材についても原則とする考え方は同様である。

資料

*1 環境省通知 「行政処分の指針について」

平成 30 年 3 月 30 日 環循規発第 18033028 号

<http://www.env.go.jp/hourei/add/k068.pdf>

*2 環境省通知 「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」

平成 17 年 7 月 25 日 環廃産発第 050725002 号

<http://www.env.go.jp/hourei/11/000096.html>

*3 国土交通省通知 「建設汚泥処理土利用技術基準」

平成 18 年 6 月 12 日 国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号

<http://www.milt.go.jp/tec/kankyou/hasseido/pdf/odeisyorikiyun.pdf>

*4 環境省 「規制改革通知に関する Q&A 集」

平成 17 年 7 月 4 日 (平成 25 年 6 月 28 日改正)

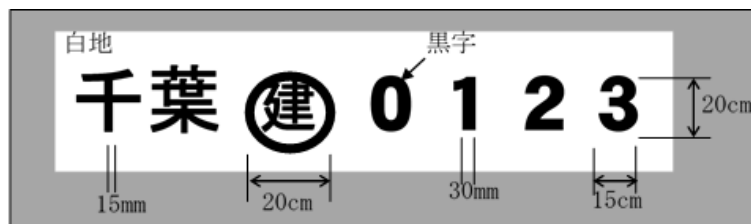
http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/q_and_a.pdf

*5 ダンプ規制法の登録番号表示

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故等の防止等に関する特別措置法

最大積載量 5 t 以上又は車両総重量 8 t 以上の車両で土砂等を運搬する場合は、運輸支局に届け出て表示番号の指定を受け、車両荷台の両側面及び後部に表示しなければならない。白地に黒文字で、文字・数字は幅 15cm 高さ 20cm、記号は幅 20cm 高さ 20cm。文字・記号の太さ 15mm、数字の太さ 30mm。

(表示例)



※「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」の情報（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/saiseido/jyourei.html>